

第184号議案

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和2年12月10日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八王子市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～3 （略） 4 前2項の規定は、一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和28年八王子市条例第24号）附則第3項に規定する市規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効する日前に附則第2項の規定により支給することとなった報酬で失効する日以後に支給するものについては、前2項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。  5～12 （略）	附 則 1～3 （略） 4 前2項の規定は、 <b><u>一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例（令和2年八王子市条例第36号）による改正後の</u></b> 一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和28年八王子市条例第24号）附則第3項に規定する市規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効する日前に附則第2項の規定により支給することとなった報酬で失効する日以後に支給するものについては、前2項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。  5～12 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。